

新型コロナウイルス感染拡大防止対策チェックリスト

施設の使用にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大の防止のため、基本的な感染対策の徹底、「密閉」「密集」「密接」の3密とならない活動のみ、使用の許可を認めることとします。

使用申請にあたっては、下記の事項を確認していただき、遵守してください。

使用される皆様には、ご不便をおかけしますが、市民の命・健康を守ることを最優先とする取り組みでありますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

使用日： 令和 年 月 日	使用施設： 交通観光案内所（集会施設）
申請者：	にぎわい交流館（交流施設）

施設の使用にあたり、下記の事項を確認し遵守します	申請時 チェック	使用時 チェック
1時間に2回程度は換気を行います。		
交通観光案内所（集会施設）の利用は25人程度以内とします。 交通観光案内所（集会施設）のみチェック		
県内在住者で利用します。 （使用日が令和2年9月30日までの方はこちら）		
流行地域などからの参加が見込まれる場合は自粛します。 （使用日が令和2年10月1日以降の方はこちら）		
できるだけ人との間隔は1m以上確保します。		
できるだけ対面とならないよう工夫します。		
体調不良の方（風邪のような症状がある方）に参加の自粛をお願いします。		
マスクの着用など、咳エチケットを徹底します。		
入館時(使用時)は手指の消毒をします。		
使用後は使用箇所（机、イス等）の消毒をします。		
参加者の氏名及び連絡先を把握します。		

施設で用意するもの：手指用消毒液（エタノール）
備品用消毒液（次亜塩素酸ナトリウム）、拭取用ペーパー

申請者で用意していただくもの：マスク、手袋（備品消毒時）